

京都女子大学
 公的研究費等にかかる機関内責任体制と職務

**最高管理責任者
学長**
 機関全体を統括し、公的研究費等の
 運営・管理について最終責任を負う

理事長
 理事会

監事

**統括管理責任者
教務部長**
 全体を統括する実質的
 な責任と権限を持つ

会計監査人

**コンプライアンス
推進責任者**
 文 学 部 長
 発 達 教 育 学 部 長
 家 政 学 部 長
 現 代 社 会 学 部 長
 法 学 部 長
 宗 教 ・ 文 化 研 究 所 所 長
 栄 養 ク リ ニ ッ ク 長
 こ こ ろ の 相 談 室 長
 各 部 局 に お け る 公 的 研 究 費 等 の 運 営 ・ 管 理
 に つ い て 実 質 的 な 責 任 と 権 限 を も つ

学部事務課

**不正防止計画推進部署 (学部事務課)
研究支援デスク
(全学的な相談窓口)**
 不正使用防止計画の策定・説明会の実施
 行動規範の策定・使用ルールの作成
 ☆使用ルールの相談窓口：学部事務課長

内部監査部門 (財務部)
財務部長
(不正使用通報窓口)
 ☆ 通報窓口：財務課長
 公的研究費を適正に管理するための内部監査を行う
 機関全体のモニタリングが有効に機能しているか検証

取引業者

発注
 検収

発注・検収業務 (☆部局通報窓口)
 学部事務課の各校舎分室 (J・T・S・B・E・F・U)
 実 験 助 手 等
 財 務 部 施 設 課
 ◎当事者以外の者が検収 (目視確認) を行う
 ◎不正な取引に関与した業者については、
 取引を一時停止等の措置をとる
 (規則：固定資産等調達に関する取扱い基準 第4条)

モニタリング・内部監査・リスクアプローチ監査
 財 務 課
 学 部 事 務 課

依頼
 発注
 納品

(学 内) 研 究 者 (一定のルールにより発注可能)